

「くわなっ子ラーケーションの日」制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、第2条に示す目的のため、桑名市立学校に通う児童生徒が学校へ登校しなくても欠席とならない日を設定するための取扱いを定めるものとする。

(目的)

第2条 「くわなっ子ラーケーションの日」制度は、桑名市立学校に通う児童生徒が、保護者等とのふれあいのため、保護者等の休暇にあわせ平日に学校へ登校せず、学校外で過ごす機会を設けることにより、「桑名市子どもの権利条例」に示す、子どもの健やかな成長と、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育支援に寄与することを主な目的とする。

(対象者)

第3条 「くわなっ子ラーケーションの日」を取得することができる者は、桑名市立学校に在籍する児童生徒とする。また、「保護者等」とは、保護者及び保護者が適当と認めた親族等で成年に達している者とする。

(取得日数及び取得可能日)

第4条 「くわなっ子ラーケーションの日」の取得は、同一の年度で3日以内とする。1日を最小単位とし、連続での取得も可能とする。また、翌年度への繰り越しは認めない。

2 桑名市立学校間での転学の際は、直前の在籍校での取得日数を引き継ぐものとする。

(取得方法)

第5条 「くわなっ子ラーケーションの日」を取得しようとする場合は、保護者から、原則、「くわなっ子ラーケーションの日」を取得しようとする日の前日までに、所定の欠席連絡ツールにより申請を行う。

2 学校は、届け出のあった申請について、原則、取得を認めなければならない。

- 3 「くわなっ子ラーケーションの日」を取得した後の結果報告は求めない。
- 4 学校に届け出た「くわなっ子ラーケーションの日」をやむを得ず取り消す際は、速やかに学校に連絡するものとする。

(取得にともなう学校での対応)

第6条 「くわなっ子ラーケーションの日」の取得により学校で受けられなかった授業内容について、学校で特段の補充は行わない。

- 2 「くわなっ子ラーケーションの日」取得日の給食費の返還は行わない。

(公簿等における処理)

第7条 「くわなっ子ラーケーションの日」の出席の取扱いは、「桑名市立小中学校の管理運営に関する規則」が示す、校長が必要と認める欠席の扱いをしない日として、出席簿、指導要録、調査書等においては「出席停止・忌引等」の日数に含める。

- 2 「くわなっ子ラーケーションの日」の取得を届け出た後、取り消しを行い、学校に出席しなかった場合は「欠席」とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。